

## 第3部 安全とるおいのある快適空間のまちをつくる

### 第3部－第5 都市交通環境の整備

#### I 基本的な考え方

##### ● これまでの取り組みと課題

コミュニティバスについては、交通不便地域の解消を目的に、これまで7路線を運行してきました。運行開始から15年以上が経過し、既存路線の運行ルートの見直しや利便性の向上が求められています。

放置自転車対策として、駐輪場整備基本方針に基づき市立駐輪場の再整備を進め、市内の各駅周辺駐輪場で概ね有料化することで、市立駐輪場の料金体系の適正化を図ることができました。これらの施策により、駅周辺の放置自転車の台数は大幅に減少しましたが、依然として一定数の自転車が放置されています。自転車の放置防止に有効とされる駐輪場の整備については、今後、新たな駐輪場の設置が困難であるため、既存駐輪場をより効率的に運用していくことが必要です。

交通安全対策については、平成16年に「自転車の安全利用に関する条例」を制定し、自転車安全講習会を開催し、受講者に対して安全運転証を交付するなど自転車運転のルール・マナーについて啓発を行ってきました。しかしながら、依然として自転車に関連する事故が多いことから、警察と連携したさらなる対策の強化が必要です。

##### ● 施策の方向

誰もが安全で安心して快適に移動できる公共交通環境の整備をめざし、地域公共交通活性化協議会を中心に「交通総合協働計画2022」を改定し、推進します。

コミュニティバスについては、「コミュニティバス事業基本方針」に基づき、路線バスとの役割分担や地域特性に合ったコミュニティバスの運行を推進します。

駐輪場については、「駐輪場整備基本方針」に基づき、利便性の高い駐輪場の運営・整備や受益者負担の適正化等について、引き続き推進します。さらに、既存の駐輪場をより効率的に活用するため、「放置自転車数の減少」、「環境負荷の軽減」、「まちの活性化」等が期待できるサイクルシェア事業に向けた社会実験を実施します。これらの自転車交通環境の整備を通して自転車の課題や可能性について検証します。

交通安全対策については、近年、自転車に関連する事故、ルール・マナー違反等が増えていることから、自転車安全講習会の拡充や警察と連携した新たな取り組みを検討し、推進します。

#### II まちづくり指標

| 行政指標          | 計画策定時の状況<br>(平成22年度) | 前期実績値<br>(平成26年度) | 中期目標値<br>(平成30年度) | 目標値<br>(平成34年度) |
|---------------|----------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| 駅前地域の放置自転車の台数 | 302台                 | 97台               | 90台               | 80台以下           |

三鷹駅南口の自転車等放置禁止区域における一日あたりの放置自転車の台数を、交通環境の向上度を示す指標とします。利用しやすい駐輪場の整備や自転車の放置防止対策を推進し、駅前地域の交通環境の改善を図ります。

| 協働指標          | 計画策定時の状況<br>(平成22年度) | 前期実績値<br>(平成26年度) | 中期目標値<br>(平成30年度) | 目標値<br>(平成34年度) |
|---------------|----------------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| コミュニティバスの輸送人員 | 1,128,795人           | 1,249,264人        | 1,370,000人        | 1,430,000人      |

コミュニティバスは、交通利便性の向上をめざしており、年間の輸送人員をその指標とします。近年の輸送人員の状況は横ばいから微増傾向にあります。さらに利用しやすいコミュニティバスの運行をめざしていきます。

### Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

- 市民、事業者・関係団体等の役割
  - ・ 市民は、自転車の利用にあたって、交通ルールを守ります。
  - ・ 鉄道事業者は、鉄道利用者のための駐輪場設置に努めます。
  - ・ バス事業者は、誰もが利用しやすいバスの運行に取り組みます。
  - ・ 「三鷹市交通安全対策地区委員会」は、市民生活の安全を推進するため、地域の交通安全事業に取り組みます。
- 市の役割
  - ・ 市は、地域住民の意見を踏まえ、地域特性に合ったコミュニティバスの見直しや利便性の向上に取り組みます。
  - ・ 市は、放置自転車数の減少を図る取り組みを進めます。
  - ・ 市は、利便性の高い駐輪場施設を整備するとともに、サイクルシェア事業に向けた社会実験等、既存駐輪場のより効率的な活用を検証します。
  - ・ 市は、警察や「三鷹市交通安全対策地区委員会」と連携し、自転車の運転ルール・マナーの啓発活動など、交通安全対策を推進します。

### Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎: 主要事業 ※: 推進事業

#### 1 計画の改定と推進

|                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| (1)「交通総合協働計画2022」の改定と推進 | ◎ ①「交通総合協働計画2022」の改定と推進 |
|-------------------------|-------------------------|

#### 2 公共交通機関の整備・拡充

|                    |  |
|--------------------|--|
| (1)みたかバスネットの推進     | ◎ ①都市再生と連携したみたかバスネットの推進<br>②既存バス路線見直しの要請<br>③早朝・深夜バス便拡大の要請   |
| (2)バリアフリーのまちづくりの推進 | ①交通関連施設のバリアフリーの推進  |
| (3)バス停関連施設の充実      | ※ ①バス乗り換え駐輪場(サイクル・アンド・バスライド)の整備<br>②バス停施設(上屋・ベンチ等)の高品質化<br>③バス接近表示システム(バスロケーションシステム)拡充の要請<br>④幹線道路の歩道・バスベイ(歩道の切り込みのある停車帯)の整備 |
| (4)新交通システム導入等の要請   | ①LRT等新交通システム導入の要請<br>②JR中央線、京王井の頭線のホームドア設置の要請  |

#### 3 交通環境の整備

|                  |  |
|------------------|--|
| (1)環境に優しい交通環境の推進 | ※ ①公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車の導入<br>②電気自動車(EV)等次世代交通の普及に向けた研究<br>③カーシェアリング等の普及浸透による家用車総量抑制に向けた取り組みの検討<br>④市内道路の通過交通抑制に向けた制度の検討 |
| (2)交差点改良事業の促進    | ◎ ①交差点あんしん歩行プラン(仮称)事業の推進(「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照)<br>②交差点すいすいプラン事業の促進(「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照)<br>③隅切り・視距改良の推進             |
| (3)放置自転車等対策の推進   | ①放置禁止区域内の指導・規制の強化  |

|               |  |
|---------------|--|
|               | ②自転車のリサイクル推進   |
| (4)自転車交通環境の整備 | ◎ ①「駐輪場整備基本方針」の推進<br>※ ②自転車走行空間のネットワーク化の検討及び整備の推進<br>（「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照）<br>◎ ③サイクルシェア事業に向けた社会実験の実施と検証<br>※ ④自転車通行安全対策の推進<br>⑤民間駐輪場設置に対する助成   |
| (5)違法駐車対策の推進  | ※ ①道路管理指導の徹底と交通管理者との連携の強化  |
| (6)駐車場整備の推進   | ①民間駐車場の整備助成<br>②「駐車場整備計画」の見直し・推進   |
| (7)歩道の安全性の向上  | ◎ ①バリアフリーの道路整備の推進<br>（「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照）<br>◎ ②架空線の地中化・無電柱化の推進<br>（「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照）<br>③電柱移設等による歩行空間の改善の推進<br>（「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照）<br>④歩道の拡幅整備<br>⑤ポケットスペースの設置<br>⑥不法占用物件の取締り強化<br>⑦ガードレール等の設置 |

#### 4 交通安全の啓発

|              |   |
|--------------|---|
| (1)交通安全教育の推進 | ◎ ①交通管理者や地域等と連携した自転車事故防止に向けた交通安全施策の推進<br>②自転車安全講習会の拡充<br>③交通安全教室の実施・拡充<br>④街頭指導・広報活動の充実 |
| (2)交通安全運動の推進 | ①交通安全運動の推進  |

#### 5 被害者共済事業の充実

|                |                |
|----------------|----------------|
| (1)交通災害共済事業の充実 | ①交通災害共済制度の加入促進 |
|----------------|----------------|

#### 6 推進体制の整備

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1)関係機関との連携 | ①警察、関係機関、交通事業者との連携の強化 |
|-------------|-----------------------|

### V 主要事業

#### 1-(1)-①「交通総合協働計画 2022」の改定と推進

地域に暮らす誰もが安全で安心して快適に移動できる公共交通環境の整備をめざし、地域公共交通活性化協議会において策定した、「交通総合協働計画 2022」を改定し、推進します。本計画は、「交福（交通による福祉の実現）」を理念に、移動しやすい、かつ地域の活性化につながる公共交通体系（みたかバスネット）の推進のほか、交通体系の多様性への対応についても、市民・事業者・行政の役割分担・連携・協働による総合的な交通の取り組みを推進します。

|                       | 計画期間<br>(平成34年)の目標 | 前期達成状況<br>(26年度末) | 中期 |    |    |    | 後期(31~34) |
|-----------------------|--------------------|-------------------|----|----|----|----|-----------|
|                       |                    |                   | 27 | 28 | 29 | 30 |           |
| 「交通総合協働計画 2022」の改定と推進 | 改定、推進              | 推進                | 改定 | 推進 | →  |    | 推進        |

2-(1)-① 都市再生と連携したみたかバスネットの推進

「コミュニティバス事業基本方針」に基づき、路線バスと補完交通としてのコミュニティバスの役割分担を踏まえ、地域特性に合わせたコミュニティバスの運行を進めます。

新川防災公園・多機能複合施設(仮称)や杏林大学井の頭キャンパス、東京外かく環状道路周辺都市計画道路等の整備、市内大規模工場の市外移転に伴う土地利用転換や再開発など、今後の都市再生事業との連携を図りながら、既存ルートの見直しを検討します。また、路線バスとの連携を強化しながら、利便性の高い乗り継ぎ方法の検討など、利用環境の改善を行います。

|                      | 計画期間<br>(平成34年)の目標 | 前期達成状況<br>(26年度末) | 中期  |  |   |        | 後期(31~34) |
|----------------------|--------------------|-------------------|---|--|---|--------|-----------|
|                      |                    |                   | 27  | 28   | 29  | 30     |           |
| 都市再生と連携したみたかバスネットの推進 | 見直し・運行             | 見直し・運行            | 校杏コ<br>に林ミ<br>向大バ<br>け学ス<br>た井ル<br>見頭ト<br>直し見<br>・キャン直<br>パスし、<br>開 | にコ<br>向ミ<br>けバ<br>たス<br>調見<br>整直<br>し<br>ル<br>ー<br>ト<br>運<br>行 | に新<br>ト合<br>運川<br>行防<br>せ災<br>た公<br>コ園<br>ミ(仮<br>バ称)<br>スバ<br>見ス<br>直見<br>し直<br>しし<br>ル業<br>等 | 運<br>行 | 見直し・運行    |

3-(4)-① 「駐輪場整備基本方針」の改定と推進

「駐輪場整備基本方針」を改定し、利便性の高い駐輪場の運営・整備等を推進します。特に、三鷹駅前地区再開発基本計画の推進に伴い三鷹駅南口駐輪場の再編に向けて検討を進めます。

あわせて、駐輪場を有効活用する手法について研究するとともに、鉄道事業者に対して、駅周辺地区の駐輪場整備について、協力を要請します。

|                                 | 計画期間<br>(平成34年)の目標 | 前期達成状況<br>(26年度末) | 中期          |        |        |    | 後期(31~34) |
|---------------------------------|--------------------|-------------------|-------------|--------|--------|----|-----------|
|                                 |                    |                   | 27          | 28     | 29     | 30 |           |
| 「駐輪場整備基本方針」の推進<br>(事業費:約6億7千万円) | 推進                 | 策定・推進             | 見<br>直<br>し | 改<br>定 | 推<br>進 | →  |           |

3-(4)-③ サイクルシェア事業に向けた社会実験の実施と検証

既存の駐輪場を効率的に活用し、「放置自転車数の減少」、「環境負荷の軽減」、「まちの活性化」等が期待できる、サイクルシェア事業に向けた社会実験を実施し、検証を行います。これに先駆けて、ミニ実験を実施し、社会実験に向けた準備を進めます。

|                         | 計画期間<br>(平成34年)の目標 | 前期達成状況<br>(26年度末) | 中期                              |  |    |    | 後期(31~34)   |
|-------------------------|--------------------|-------------------|---------------------------------|--|----|----|---|
|                         |                    |                   | 27                              | 28   | 29 | 30 |   |
| サイクルシェア事業に向けた社会実験の実施と検証 | サイクルシェア事業の推進       | 計画                | ミ<br>ニ<br>実<br>験<br>の<br>実<br>施 | 社<br>会<br>実<br>験<br>結<br>果<br>の<br>実<br>施<br>証 | →  |    | 社<br>会<br>実<br>験<br>・<br>実<br>験<br>結<br>果<br>の<br>実<br>施<br>証<br>・<br>事<br>業<br>化<br>に<br>向<br>け<br>た<br>検<br>討 |

4-(1)-① 交通管理者や地域等と連携した自転車事故防止に向けた交通安全施策の推進

交通安全の推進のためには、道路の改良や交通規制の整備などのほか、車や歩行者などの交通ルールの徹底やモラルの向上を進める必要があります。また、自転車に関連する事故等が増加していることから、道路交通法の改正などを踏まえ、警察署など関係機関と連携し、交通ルールの周知やマナー向上に向けた指導の強化を図り、その効果が徹底されるような手法の検討を進めるとともに、自転車安全講習会の受講者拡大を図ります。

|                                    | 計画期間<br>(平成34年)の目標 | 前期達成状況<br>(26年度末) | 中期 |    |    |    | 後期(31~34) |
|------------------------------------|--------------------|-------------------|----|----|----|----|-----------|
|                                    |                    |                   | 27 | 28 | 29 | 30 |           |
| 交通管理者や地域等と連携した自転車事故防止に向けた交通安全施策の推進 | 推進                 | 推進                | 推進 |    |    |    | →         |

**IV 推進事業**

2-(3)-① バス乗り換え駐輪場(サイクル・アンド・バスライド)の整備

鉄道駅周辺への自転車の流入を抑制し、居住地域の最寄りバス停の利用を促進するため、バス乗り換え駐輪場(サイクル・アンド・バスライド)としてバス停の近隣地に駐輪場を整備します。

3-(1)-① 公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車の導入

排気ガスの排出削減等による地球温暖化対策の取り組みとして、クリーンエネルギー自動車等の導入を促進し、環境負荷の少ない公共交通機関の普及に努めます。

3-(4)-④ 自転車通行安全対策の推進

通学路や、事故の多発する交差点及びカーブ等への滑り止めカラー舗装を実施します。

3-(5)-① 道路管理指導の徹底と交通管理者との連携の強化

「違法駐車防止に関する条例」に基づき、違法駐車防止について三鷹駅前エリアや市立アニメーション美術館(三鷹の森ジブリ美術館)周辺などを重点とした対策を進めるとともに、警察署など関係機関と連携を図りながら、違法駐車のない安全で快適な交通環境の整備を推進します。

**VII 関連個別計画**

- ・交通総合協働計画 2022
- ・バリアフリーのまちづくり基本構想 2022